

2017年9月28日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 綱川 智

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 執行役常務 広報・IR部長

長谷川 直人

Tel 03-3457-2100

東芝メモリ株式会社の株式譲渡契約締結に関するお知らせ

当社は、2017年9月20日付「東芝メモリ株式会社の株式譲渡に関するお知らせ」にて、当社がBain Capital Private Equity, LP (そのグループを含み、以下、ベインキャピタル)を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である株式会社Pangea (以下、譲受会社)に対して、当社の連結子会社である東芝メモリ株式会社(以下、TMC)の全株式を譲渡(以下、本件株式譲渡)し、譲受会社との間で株式譲渡契約(以下、本件株式譲渡契約)を締結する旨、決議したことを公表しておりましたが、本日、下記のとおり、本件株式譲渡契約を締結しましたので、お知らせします。

記

1. 当事者

売主:株式会社東芝、買主:株式会社 Pangea

2. 譲渡対象株式

TMC の株式の全部

3. 譲渡価格

2兆円。但し、本件株式譲渡契約に定める算定方法に従い両者が合意する想定純負債額、想定運転 資本額、想定累積設備投資額(注1)を前提とした金額であり、想定額と実績額との間の差異につい ては、本件株式譲渡実行後に譲渡価格を調整することとされています。

また、Flash Partners 有限会社、Flash Alliance 有限会社及びFlash Forward 合同会社(以下この3社を総称して、JV)(注2)の株式または持分を売主からTMCに譲渡する取引が本件株式譲渡実

行までに完了していない場合には、本件株式譲渡実行日の属する月の前月末時点における当該株式及 び持分の予測価値を控除することとされています。

- (注1) 設備投資には、JV による設備投資のうち、当社が実質的に負担する部分を含みます。
- (注2) 3社は、TMC 四日市工場での製造設備への共同投資の実行にあたって、当社グループと、 ウエスタンデジタル社が買収したサンディスク社とで、設立した製造合弁会社です。

4. 譲受会社の資金調達

譲受会社は、本件株式譲渡の実行までに、それぞれ、当社再出資分3,505億円、ベインキャピタル2,120億円、HOYA 株式会社270億円、SK hynix 社3,950億円、並びに米国 Apple 社、米国 Seagate 社、米国 Kingston Technology 社及び米国 Dell Technologies Capital 社の4社(以下、本米国企業)総額4,155億円からなる直接または間接の資金調達を実施する予定です。加えて、譲受会社は、本件株式譲渡の実行までに、金融機関から6,000億円の借入を実行する予定であるとのことです。なお、SK hynix 社はベインキャピタルが組成する会社(組合その他これに準ずる事業体を含みます。)に融資を行う予定です。株式譲渡後はベインキャピタルと TMC の経営陣を中心に継続して成長に向けた事業運営を行っていく予定です。本米国企業各社は TMC の普通株式または議決権を取得する計画はありません。また SK hynix 社と TMC の間には、少なくとも10年間、ファイヤーウォールが設置され、SK hynix 社による TMC の機密情報へのアクセスは制限されます。SK hynix 社には、その融資の一部を株式へ転換する権利が付与されておりますが、今後10年間、TMCまたは株式会社 Pangea の15%超の議決権を保有することはできず、また加えて、当該転換権の行使には各国競争法当局の承認が必要となります。

なお、譲受会社における日系企業による出資比率は当社分を含め過半を超えるとのことであり、また今後も過半を維持する予定であるとのことです。そして、当社が再出資により保有する予定のTMCの普通株式の一部に係る議決権行使については、中立的な機関であり産業の競争力の強化等を目的として活動するとともに譲受会社への将来的な資本参加を検討する意向を表明する株式会社産業革新機構及び株式会社日本政策投資銀行に対して、指図権(注3)を付与することを予定しております。

(注3)議決権行使に関する指図権とは、株式に係る議決権行使に関する具体的な方法を当該株式の 保有者とは異なる第三者が当該保有者に対して指図する権限をいいます。但し、当社は指図 内容にかかわらず、合理的な範囲で、自らの判断により議決権を行使する権利を留保してお ります。

5. 本件株式譲渡実行の主要前提条件

- ①必要な競争法当局の承認を取得していること。
- ②安全保障等に関わる承認を取得していること。
- ③上記の他、管轄権を有する国家機関(仲裁廷その他国家機関に準ずる機関を含む。)が、本件株 式譲渡の完了を禁止していないこと。
- ④本件株式譲渡契約について、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会の承認を 取得していること。

本件に関しては、ウエスタンデジタル社の子会社サンディスク社が国際仲裁裁判所に JV の株式等の売却差止を求めて仲裁の申立てを行っており、当社は現在係争状態にありますが、本件株式譲渡契約は、当該 JV への出資持分についての差止請求が認められた場合であっても、本件株式譲渡そのものが差止められない限り、本件株式譲渡契約の条項に従って本件株式譲渡が履行されることを前提としております。

当社は、本件株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足または放棄されること等を条件として、本件株式譲渡に係る各前提条件が充足または放棄された日の属する月の翌月の最初の営業日(但し、当該最初の営業日の少なくとも11営業日前までに各前提条件が充足または放棄されていない場合には更に翌月の最初の営業日。また、2018年2月15日から同年3月23日までの間に各前提条件が充足または放棄された場合には同年3月30日)をもって、当社が保有するTMCの発行済株式の全てを譲受会社に譲渡致します。本件株式譲渡契約においては、前提条件の充足と本件株式譲渡の実行に向けた当社及び譲受会社双方の合理的な最善努力義務(リース投資家からの承諾の取得、本件株式譲渡実行後の公租公課等に関する協力、買主の資金調達に向けた最善努力等を含みます。)が定められており、当社は、必要な手続を経て、2018年3月末までの売却完了を目指して参ります。

以上